平成２８年（フ）第１３８号
神奈川県座間市座間１丁目3277番地の６　エスポアール相武台202号
債務者　氷川絵理香
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１４５号
相模原市緑区相原２丁目９番22号　コンフォートシティ302
債務者　藤本　純子
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１５１号
相模原市緑区二本松３丁目４番10号　ケンミハイム201号
債務者　大橋　節子
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１５２号
相模原市緑区二本松３丁目４番10号　ケンミハイム201号
債務者　大橋　孝一
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第４９７号
埼玉県上尾市大字上尾下823番地13
債務者　平田　真弓
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５６８号
埼玉県上尾市大字小敷谷77番地１　西上尾第二団地１―25―303
債務者　飯田　正一
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２０９号
埼玉県草加市長栄３丁目７番地10　グリニティハイツＡ―103号
債務者　三輪貴己子
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１７１号
大阪府和泉市鶴山台３丁目５番97―106号、前住所大阪府和泉市青葉台３丁目33番21号
債務者　井阪　喜八
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１８６号
大阪府岸和田市春木旭町18番３―203号、前住所大阪府岸和田市春木旭町36番51―306号
債務者　安田　　肇
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１８７号
大阪府和泉市府中町６丁目14番６―403号、前住所大阪府大阪狭山市池尻中３丁目23番22号―201号
債務者　髙嶋真由美（旧姓上村）
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１９７号
大阪府岸和田市大工町18番５号
債務者　小稲　美佐
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第２１４号
大阪府泉大津市式内町７番５―４号
債務者　上野　道巨
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第２１９号
大阪府和泉市池上町４丁目13番61号ニュー信太山ハウス２号棟12号
債務者　波江野淳一
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第２２２号
大阪府泉大津市東助松町４丁目５番１号　薬業東助松マンション402
債務者　谷口はる子
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第５６６号
札幌市厚別区大谷地東５丁目10番６号　パレーシャルタイムＢ201号
債務者　藤本　　勝
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５７３号
札幌市北区新琴似10条11丁目１番17号　セソングＡ１号
債務者　安藤　治朗
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５７８号
札幌市中央区南５条西10丁目1013番地11　エンドレス三井南５条Ｉ305号
債務者　今泉　太一
1　決定年月日時　平成28年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部